

輸出移動書類作成のための説明書

<記入上の注意点>

輸入国に同意を得た通告書の各項目の内容の範囲内で記載すること。

記入は、英語で、ブロック体の大文字を用いて記入すること。原本を2部提出すること。

日付は、原則、6桁又は8桁の表記を用いること。例えば、2018年10月1日は01.10.18（日、月、年）と表すこと。

付属書類を添付して追加的な情報を提供する必要がある場合は、該当する欄に添付資料の参照番号を記入すること（例えば、「SEE ATTACHED SHEET No.1」。添付書類は通し番号（No.）を付すこと。また、該当する欄番号を引用すること（例えば、添付書類に「BLOCK 1」と記入）。

第1欄～第16欄は、輸出者が記入すること。ただし、第8欄(a)から(c)の運搬手段、移動日及び署名については、申請時ではなく、運搬を開始した後に実際の運搬人（又は当該運搬人と同一法人に属する代理の者）が記入する。

欄中の脚注番号(1)～(5)については、欄外の脚注を参照すること。

<各欄の記入要領>

第1欄：通告番号は、輸出承認時に経済産業省から告知される番号を記入すること。

第2欄：複数回の移動に関する包括的通告の場合は、移動番号（何回目の移動であるか）と通告書の第4欄に表示した予定総移動回数を記入する（例えば、11回の包括的通告の場合の4回目の移動であれば、「4 / 11」と記入）。移動が1回のみの通告の場合は、1 / 1と記入する。この場合の予定総移動回数は、輸出承認申請時に別紙様式（通告書）の4欄に記載した回数。

第3欄及び第4欄：輸出者及び輸入者について、別紙様式（通告書）の第1欄及び第2欄に記載されたものと同じ情報を記入すること。

第5欄：運搬する実際の特有害廃棄物等の重量をトン（1メガグラム（Mg）又は1,000kg）で、あるいは体積を立方メートル（1,000リットル）で表記すること。キログラムやリットルのような他のメートル法の単位でも表記も可能であるが、用いる場合は、書類上の単位を削除の上、使用する計量単位を表記すること。重量はNET数量を記載する。

※移動が複数回にわたる場合、各輸出移動書類の第5欄に記載する数量の累計は輸出承認証

の数量の範囲内とすること。

第 6 欄：本欄は申請時ではなく、関税法第 67 条に規定する輸出の許可を受けた後、実際に移動を開始した日付を記入する。当然のことであるが、日付は有効期間内でなくてはならない。関係する別の権限のある当局が異なる有効期間を付与している場合、全ての権限のある当局の同意において一致する有効な期間内にのみ移動を行うことができる。

第 7 欄：こん包の形態は、「移動書類で使用する略語及び分類記号一覧」に記載されている分類記号を用いて表示すること（申請時、別紙様式（通告書）で申告したこん包形態のみ）。特別の取扱いの指示とは、特定有害廃棄物等の発生者が従業員に対して取扱いの指示をするような健康や安全に関する情報である。そうした指示のある場合は、「Yes」を選択し、別紙に情報を記載し、添付すること。貨物のこん包数も記入する。

第 8 欄(a)、(b) 及び (c)：実際の運搬者ごとに、氏名又は名称、住所又は所在地（国名を含む）、連絡責任者の氏名、電話番号、ファックス番号（国番号を含む）、及び電子メールアドレスを記入すること（別紙様式（通告書）で申告した運搬者のみ利用可能）。運搬者が 3 者より多い場合は、それぞれの運搬者について必要な情報を網羅した一覧を添付すること。運搬手段及び移動日の記入並びに署名は、申請時ではなく、運搬を開始した後に実際の運搬人（又は当該運搬人と同一の法人に属する代理の者）が行う。貨物の連続する輸送それぞれについて、新規の運搬者が同じ要請に従うとともに、書類への署名も行わなければならない。

第 9 欄：発生者に関して、通告書の第 9 欄に記載された情報を記入すること。

第 10 欄及び第 11 欄：通告書の第 10 欄及び第 11 欄に記載された情報を記入すること。処分者が輸入者でもある場合、第 10 欄に「SAME AS BLOCK 4」（第 4 欄に同じ）と記入すること。

第 12 欄、第 13 欄及び第 14 欄：通告書の第 12、13 及び 14 欄に記載された情報を記入すること。

第 15 欄：輸出者は、記載された情報が正確であることを確認する等し、署名及び署名した日付を記すこと。

第 16 欄：越境移動の関係者が追加的な情報が必要とされる特別な場合に用いることができる（例えば、別の輸送機関への積替えを行う港についての情報、コンテナの数や識別番号、又は権限のある当局が移動を承認したことを示す追加の証拠や押印等）。

第 17 欄：輸入者が処分者でも回収者でもない場合及び特定有害廃棄物等が輸入国に届けられた後に輸入者が特定有害廃棄物等の責任者となった場合には、輸入者は、その氏名又は名

称、署名及び署名を行った日付を記入すること。

第 18 欄：処分施設の権限を有する代表者が特定有害廃棄物等の貨物の受領について記入し署名を行うための欄である。数量は、実際に受領した数量を記入する。処分者は、バーゼル条約等の国際的取決めにに基づき、当該署名入りの移動書類の写しを輸出者及び輸出国等の権限のある当局に遅滞なく送付しなければならない（※）。我が国当局（環境省）に対する連絡は、電子メールアドレス宛てに、署名入りの移動書類の写しを送付することとしている。輸出者は、上記手続きを遵守するように処分者に求めること。なお、移動書類の原本は処分又は回収施設が保有することになる。

※ OECD 加盟国向けの輸出の場合は、貨物を受領してから 3 営業日以内に、輸出国、輸入国及び通過国の権限ある当局宛に送付しなければならないこととされている。

第 19 欄：処分者が、特定有害廃棄物等の処分の完了を証明するために記入する欄。OECD 加盟国向けの輸出の場合、処分者は、署名入り移動書類の写しを添付した処分が完了した旨を証する書類を、輸出者及び輸出国の権限のある当局（環境省）に送付することとされている。また、この送付は、処分又は回収完了後速やかに、遅くとも 30 日を超えることなく、かつ、特定有害廃棄物等を受領後 1 暦年以内に行うこととされている。輸出者は、上記手続きを遵守するように処分者に求めること。

第 20、21 及び 22 欄：本欄は空欄にしておくこと。